

【敷地内の通路】

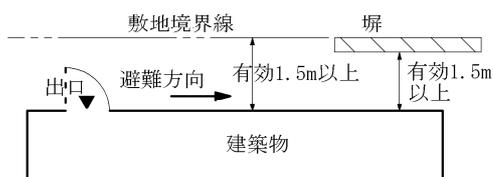
【質問】

敷地内の通路が必要となる用途にはどんなものがあり、その通路幅はどの程度か。

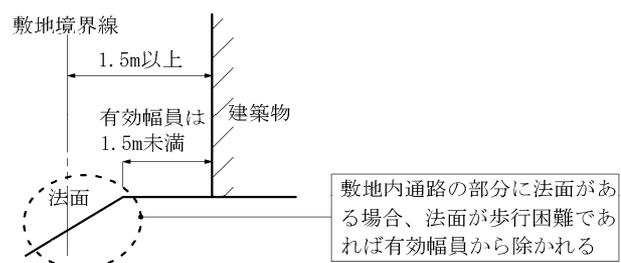
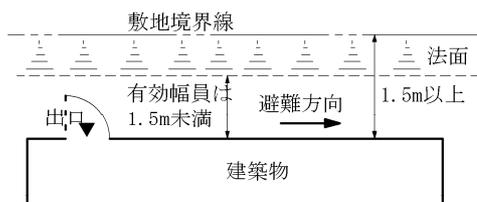
【回答】

- ① 対象となる用途は、下記のいずれかに該当する建築物。
- ・ 特殊建築物 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、
病院、診療所(病室のあるもの)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、
寄宿舎、児童福祉施設
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場
スケート場、水泳場、スポーツ練習場
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、
バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物
品販売業を営む店舗(床面積が10㎡を超えるもの)
 - ・ 中高層建築物 階数 ≥ 3
 - ・ 無窓居室を有する建築物 (採光有効面積 $\langle 1/20 \times$ 床面積、排煙有効面積 $\langle 1/50 \times$ 床面積)
 - ・ 大規模建築物 延べ面積 $>1,000$ ㎡(2棟以上あるときは述べ面積の合計 $>1,000$ ㎡)
- ② 必要となる通路の位置は、避難階の出口又は屋外避難階段から道路等に通じる部分とし、その通路幅は有効で1.5m以上が必要。

①敷地内通路の基本



②敷地内通路に法面がある場合



【参考】

令第128条